

議案第45号

督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり
制定する。

平成25年9月3日提出

加西市長 西村 和平

督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例

(督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正)

第1条 督促手数料及び延滞金徴収に関する条例(昭和42年加西市条例第77号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(延滞金)

第4条 納付義務者が、納期限後に公法上の収入金を納付した場合は、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて得た金額に相当する額を延滞金として徴収する。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

3 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる納付金額に1,000円未満の端数があるとき、又は納付金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(加西市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部改正)

第2条 加西市都市計画下水道事業受益者負担金条例(平成2年加西市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「年14.5パーセント」の右に「(当該納付期日の翌日から1月を経過するまでの日数については、年7.25パーセント)」を加える。

附則に次の1項を加える。

4 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。

(加西市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 加西市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年加西市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項を次のように改める。

2 市長は、入居者が前項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)までに、その納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、督促手数料及び延滞金徴収に関する条例(昭和42年加西市条例第77号)の規定により計算した延滞金額を加算することができる。

(加西市介護保険条例の一部改正)

第4条 加西市介護保険条例(平成12年加西市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

(延滞金)

第11条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、督促手数料及び延滞金徴収に関する条例(昭和42年

加西市条例第 77 号) の規定により計算した延滞金額を加算して納付しなければならない。

(加西市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第 5 条 加西市後期高齢者医療に関する条例(平成 20 年加西市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

(延滞金)

第 6 条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、督促手数料及び延滞金徴収に関する条例(昭和 42 年加西市条例第 77 号)の規定により計算した延滞金額を加算して納付しなければならない。

附則第 3 条を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の延滞金に関する規定は、平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(審議資料)

地方税法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 3 号）が平成 25 年 3 月 30 日に公布されたことに伴い、市税以外の公法上の収入金に係る延滞金について、市税条例の規定に準じるよう関係条例を改正しようとするもの。

【改正条例】

- ・督促手数料及び延滞金徴収に関する条例
- ・加西市都市計画下水道事業受益者負担金条例
- ・加西市営住宅の設置及び管理に関する条例
- ・加西市介護保険条例
- ・加西市後期高齢者医療に関する条例

【概 要】

- 1 延滞金について、市税条例本則の規定に準じて、年 14.6%（1 か月以内は年 7.3%）の利率を適用するとともに（ただし、都市計画下水道事業受益者負担金については、都市計画法に上限が定められているため、本則利率を年 14.5%（1 か月以内は年 7.25%））、延滞金の最低金額を「1,000 円以上」に引き上げる。
- 2 特例による利率の引き下げ（附則で規定）

改正前		改正後	
期間	利率	期間	利率
納期限の翌日～督促状で指定した納期限まで	7.3%	納期限の翌日～1 か月を経過する日まで	特例基準割合 [貸出約定平均金利+1%]+1% (3.0%)
督促状で指定した納期限の翌日～納付した日まで	14.6%	1 か月を経過する日の翌日～納付した日まで	特例基準割合 [貸出約定平均金利+1%]+7.3% (9.3%)

※（ ）の数值は、貸出約定平均金利の年平均が 1% の場合